

# 税の申告が始まります

**2月16日～3月16日**

今年も税の申告の季節がやってきました。町県民税（住民税）の申告、所得税の確定申告と納税は、いずれも2月16日から3月16日までです。

この期間中、町では役場2階会議室において申告相談を開設します。土曜・日曜日はお休みとなります。が、2月22日・3月1日の日曜日、午前中については、予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。（3ページの日程表参照）

毎年、申告期間の終了間際にありますと窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくことがありますので、地区相談日を確認の上早めの申告をお願いします。

## 所得税の申告

### ○申告が必要な人

平成20年1月から12月までの事業・その他所得金額の合計額が、基礎控除や扶養控除などの所得控除の合計額を超えるとき。ただし、配当控除額が課税総所得金額に対する税額を超える場合を除く。  
給与所得のある人で、次のいずれかに該当する人

・災害にあつた人  
・多額の医療費を支払った人  
・マイホームをローンなどで取得した人で、一定の要件にあてはまる人  
・退職し再就職をしていよい人が  
年の中でも退職し再就職している場合、その年の途中で退職し再就職していません。所得額がされていません。所得額を認めすぎている場合、確定申告をすると所得税が

平成20年分の贈与税申告と納税は、2月2日から3月16日までです。昨年1年間に贈与を受けた方は、贈与税の申告が必要です。なお、贈与税の申告は原則的に佐原税務署での申告となります。

### ○青色申告で合理化と節税を

源泉徴収票、各種証明書、領収書などをお持ちください。なお、還付申告は2月もどります。

青色申告は、経営の合理化と節税に役立ちます。平成21年分から青色申告をする方は、3月17日までに青色申告承認申請書を提出し

（経費に関するもの）  
農作物の家事消費量  
受取共済金、補償金、雜収入などの金額  
出荷金額証明書など）

（小作料、作業委託料、雇人費、ライスセンター使用料、土地改良費などの

・給与の年収が2千万円を超える人  
・給与以外の所得が20万円を超える人  
・給与の支払いを2ヶ所以上から受けている人

### ○還付申告で税金がもどる人

給与所得のある次のような人は、確定申告をすると所得税がもどてくる場合があります。

平成20年中に、土地や建物などを譲り渡したり交換したりした場合は、譲渡所得の申告が必要です。なお、譲渡所得のある方は、原則的に佐原税務署での申告となります。

### ○贈与税の申告

平成20年分の贈与税申告と納税は、2月2日から3月16日までです。昨年1年間に贈与を受けた方は、贈与税の申告が必要です。なお、贈与税の申告は原則的に佐原税務署での申告となります。



### ○農業所得の申告

申告には、「收支内訳書」の添付が必要ですが、内訳書の記入が不備な方は、農業取引記入帳などと内容確認のため、次の書類もご用意ください。

または、役場町民課税務係

☎ 722112まで。